

中国最新法律 Newsletter

Vol.11



Contents

1

コーポレート

「市場主体登記管理条例」及びその実施細則についての考察
(後編)



2

新法紹介

- 1 「経済の着実な安定化のための一括的政策措置の発布に関する通知」
- 2 「増値税控除留保税額的全額還付政策の適用される業種範囲の拡大に関する公告」
- 3 「ハイテク・『専精特新』企業によるクロスボーダー融資円滑化の試験的实施に関する通知」
- 4 「上海市の経済回復・復興加速行動計画」



3

中国からの風便り

ロックダウンからの解放後の上海



「市場主体登記管理条例」及びその実施細則についての考察 (後編)



弁護士法人大江橋法律事務所
弁護士 竹田 昌史

PROFILE



上海翰凌法律事務所
律師 張 鵬程

PROFILE

一、はじめに

前回のニュースレターでは、「市場主体登記管理条例」(以下「条例」という。)及びその実施細則である「市場主体登記管理条例実施細則」(以下「実施細則」という。)の公布、施行により、市場主体ごとに個別に規定されていた登記ルールの統一化や、登記手続の簡素化及び利便性の向上に焦点を当てて解説しました。

条例及び実施細則では、上記のような手続の簡素化が進む一方で、行政機関による監督管理が強化されています。また市場のニーズに対応すべく新たな制度が設けられています。今回のニュースレターでは、監督管理の強化と新たに設けられた制度について解説していきます。

二、監督管理の強化

1. 市場主体が履行すべき義務の明確化

条例では、登記手続が簡素化され、利便性が向上する一方で、登記申請を行う市場主体に対して相応の義務を課しています。

一つ目として、市場主体は登記の真実性に対して責任を負います。申請手続において、条例第15条では、市場主体による実名での登記制度を実施し、申請者は登記機関による身分情報の確認に協力することを要求しています。また第17条では、申請者に対して、提出資料の真実性、合法性と有効性について責任を負わせています。

二つ目として、市場主体は登記に従った経営について責任を負います。登記に従った経営の一環として、条例第35条では、市場主体に対して毎年の年度報告と登記に関連する情報の公示を要求しています。また条例第36条及び第37条では、市場主体による営業許可証の規律ある使用を要求しています。

2. 登記機関の監督管理手段及び措置の明確化

(1) 信用リスクの分類と格付けを通じた監督

条例第38条では、登記機関に対して、市場主体の信用リスク状況に基づいて、等級ごと、分類ごとに監督管理を行うことを要求しています。また検査の対象をランダムに抽出し、検査人員をランダムに派遣し、その検査結果を公開することを要求しています。これは、登記の領域における「放管服(訳注:「放」は市場参入障壁を下げること、「管」は公正に監督管理して公平な競争を促すこと、「服」は効率の高いサービスを提供して便利な環境をつくること。)」改革を本格的に推進し、各市場主体の信用を通じて監督管理メカニズムを刷新し、監督管理能力と水準を向上しようとしていることが窺われます。

(2) 違法性が疑われる行為に対する検査権限の強化

条例第39条では、市場主体による条例違反が疑われる行為に対して、登記機関がその経営場所に立ち入って現場で検査できること、関係する契約、証憑、帳簿等の資料を調査閲覧、複製、収集できること、更に関係する事業者や人員を調査し、経営活動の停止を命じ、銀行口座の照会を行えることが明確にされています。この規定により、監督管理の手段を充実させると同時に、市場主体の登記事項に対する監督管理の実行可能性と有効性の強化を図っています。

(3) 抹消登記に関する制度の整備

条例第40条では、虚偽の登記により影響を受けた自然人、法人その他組織が登記機関に対して虚偽登記をした市場主体の登記抹消を申請することができること、並びに登記機関は速やかに調査し、調査の結果、虚偽の登記があったと認められた場合は、市場主体の登記を抹消する決定を下さ

なければならないことを規定しています。

その他にも、登記抹消の基本的な手続要件、登記抹消をしない事由、及び虚偽の登記を抹消した後に引き続き行う監督管理措置についても規定しています。更に実施細則では、独立した章を設けて、登記抹消の手続、監督管理措置について更なる細分化が行われています。

3. 違法行為の法律責任の強化

今回の条例では、違反行為に対して罰則が厳しくなっています。まず罰金の金額が軒並み引き上げられており、市場主体の法律責任が強化されています（下記の表参照）。次に条例では、登記機関が罰金の金額を確定する

際に、市場主体の類型、規模、違法の情状等の要素を総合的に考慮するよう要求しています。他方で、実施細則第77条では、情状が軽く速やかに改善され、その後の危害を生じない場合には行政処罰を課さない等の定めを設けています。これは、行政処罰法が採用する「軽微な違反は罰せず」、「最初の違反は罰せず」、「主観的な過失がなければ罰せず」という原則を企業主体の登記にも採用したものです。これにより、登記機関による恣意的な裁量権の行使を抑制し、行政法執行における寛大さと厳格さの両立の実現を図っています。

（条例で定める違法行為と罰則内容）

違法行為	罰則内容
設立登記を経ずに経営活動に従事した。	是正を命じ、違法所得を没収する。是正を拒む場合は、1万元以上10万元以下の罰金を科す。情状が重い場合は、法により閉鎖・営業停止を命じた上で、10万元以上50万元以下の罰金を併科する。
虚偽の資料を提出し、又はその他詐欺的な手段を講じて重要な事実を隠して、市場主体登記を取得した。	是正を命じ、違法所得を没収した上で、5万元以上20万元以下の罰金を併科する。情状が重い場合は、20万元以上100万元以下の罰金を科し、営業許可証を没収する。
登録資本の払込登記制を実施している市場主体が、登録資本を偽って報告し、市場主体登記を取得した。	是正を命じ、虚偽の報告があった登録資本の金額の5%以上15%以下の罰金を科す。情状が重い場合は、営業許可証を没収する。
登録資本の払込登記制を実施している市場主体の発起人、株主が虚偽の出資を行い、出資としての貨幣又は非貨幣財産を払い込まず、又は期日に従って払い込まず、或いは市場主体の設立後に出資を引き揚げた。	是正を命じ、虚偽の出資金額の5%以上15%以下の罰金を科す。
条例に従って変更登記の手続きを行わない。	是正を命じる。是正を拒む場合は、1万元以上10万元以下の罰金を科す。情状が重い場合は、営業許可証を没収する。
条例に従って届出を行わない。	是正を命じる。是正を拒む場合は、5万元以下の罰金を科す。
条例に従って、営業許可証を住所地又は主要な経営場所の目立つ位置に置いていない。	是正を命じる。是正を拒む場合は、3万元以下の罰金を科す。
営業許可証の偽造、変造、賃貸、貸与、譲渡。	違法所得を没収し、10万元以下の罰金を科す。情状が重い場合は、10万元以上50万元以下の罰金を科し、営業許可証を没収する。

三、新たに創設された制度

1. 企業の休業制度

市場主体が経営不振又はその他各種原因によりしばらく営業を停止する必要がある場合の対応について、過去の法令を見ると、一貫して厳しい立場を採っていました。例えば、1988年に施行された「企業法人登記

管理条例」は、今回の条例及び実施細則の施行により失効するまで計4回改正されましたが、企業法人が休業するときは登記主管機関において抹消登記の手続きを行わなければならないと規定し、また営業許可証を受領した後、満6カ月経っても経営活動を実施せず、又は経営活動を満1年間停止している場合は、休業である

とみなし、営業許可証や会社印を没収すると共に、登記抹消の旨を取引銀行に告知する旨を規定していました。

このように、中国では伝統的に企業の休業を認めていませんでした。このため、実務において、数多くの企業が、実際には何ら業務を展開していないにもかかわらず、清算作業にかかる費用と時間を考えて、適時に清算を行えない事例が多くありました。このような会社は登記上では存続状態でありながら、事実上はすでに営業活動を停止した状態にあり、市場管理の秩序が損なわれる状況にありました。

そこで今回の条例第30条では、市場主体の休業制度が新たに創設されました。すなわち、もし市場主体が自然災害、事故災害、公衆衛生事件、社会安全事件等の不可抗力の範疇に該当する原因により経営困難に陥った場合、市場主体が自主的に一定期間の休業を決定することが認められました。もっとも、市場主体の休業は、例えば従業員の雇用の問題を伴います。そのため、休業前に従業員と労働関係について協議することや、登記機関に事前に届け出ること等、休業を申請する市場主体が充足すべき前提条件についても規定が加えられました。

市場主体が休業を実施した場合、休業期間は最長でも3年を超えてはならないとされています。そして、市場主体が届け出た休業期間が満了した場合、又は累計して満3年間休業した場合は、自動的に経営を再開するものとみなされます。

休業制度の創設は、企業にとってみれば、例えば上海のロックダウン措置のような不可抗力の事態に直面して経営困難に陥ったときに、企業登記の抹消を行わなくても済みます。そして、一時的に経営困難な時期を乗り越えた後に、そのまま営業を再開することが可能であり、設立登記の申請を改めて行う必要がありません。更に、不可抗力といった事態が市場全体に及ぼす不利な影響を一定程度減少させることもできるため、市場全体の安定性にも資するといえます。

条例が正式に施行された後、各地で相次いで「休業第一号」企業が誕生しています。上海での報道によると、上海隆埭餐飲管理有限公司という飲食関連企業が条例の施行日である2022年3月1日に休業届出の申請を

提出し、上海市で初めて休業届出の手続きを行ったようです。現在では、国家企業信用情報公示システムで検索すると、「休業」という表示がされており、実際に休業制度が運用されていることが分かります。

2. 受益所有者届出制度の新設

今回の条例では市場主体の「受益所有者」の登記機関への届出制度が創設されました。「受益所有者」については、国家市場監督管理総局と人民銀行が先に公表した「市場主体受益所有者情報管理暫定弁法（意見募集稿）」の中で「最終的に市場主体を保有又は実質支配し、或いは市場主体の最終的な利益を享受する自然人」を指すものとされています。

現状、意見募集稿の段階ではありますが、市場主体の類型に基づき、受益所有者をどのように識別するかという基準についても、相応の規定を設けています（下記の表参照）。更に、実情に即して、一定の届出免除範囲を設定しています。このうち、非会社企業法人、個人独資企業、農民專業合作社（聯合社）については、受益所有者の届出が暫定的に免除されています。個人經營企業体については、受益所有者の情報の届出は不要とされています（下記の表参照）。そして、登録資本が1000万元を超えず、且つ株主、パートナーのすべてが自然人である会社、パートナーシップ企業については、株主、パートナー以外の自然人がそれを実質的に支配し、又はそこから収益を得ている状況が存在せず、持分権、パートナー權益以外の方式によりそれを実質的に支配し、又はそこから収益を得ている状況も存在しないのであれば、それらの事項について承諾後に、受益所有者の情報の届出が免除されるものと規定されています。

受益所有者の届出制度が根付けば、市場透明度の更なる向上に資することとなり、同時にマネーロンダリングの防止等、各種犯罪の抑止という点でも重要な意義を持つと思われます。

（受益所有者の識別基準及び届出免除のまとめ）

市場主体の種類	識別基準（意見募集稿）
会社、パートナーシップ企業	（一）直接方式又は間接方式により、最終的に会社、パートナーシップ企業の 25%以上の持分権、株式又はパートナー権益を保有している。 （二）直接方式又は間接方式により、最終的に会社、パートナーシップ企業の 25%以上の持分権、株式又はパートナー権益を保有していないが、単独で、又は共同で、会社、パートナーシップ企業を実質的に支配している。 （三）直接方式又は間接方式により、最終的に市場主体の 25%以上の収益を享受している。 上記 3 種類の状況が存在しない場合は、会社、パートナーシップ企業において日常的な経営管理を担っている者を受益所有者とみなす。ここには、会社の法定代表者、パートナーシップ企業における執行パートナーを担う自然人等が含まれる。
国有会社（国有独資会社、国有資産管理部門の国有企業名簿に記載のある国有持株会社）	法定代表者が受益所有者であるとみなされる。
外国企業の分支機構	外国会社が、会社、パートナーシップ企業の識別基準に従って認定した受益所有者及び当該分支機構の在中国高級管理人員。なお外国会社が母国において受益所有者の申告免除を享受するための基準は、中国においては適用されない。
非会社法人企業	暫定的に届出免除
個人独資企業	暫定的に届出免除
農民專業合作社（聯合社）	暫定的に届出免除
個人經營企業体	届出不要

四、最後に

前回と今回の2回にわたって、中国で営業活動を行う際に欠かせない企業登記に関する新しい制度について解説しました。今回の条例と実施細則の施行により、これまでの数多くの課題がかなり解決されたといえます。同時に、市場主体の登記について統一的なガイドラインが

作られたことで、行政登記手続に要する様々な負担が軽減され、また市場主体の合法的権益の保護、市場秩序の維持のためにも資することになります。そして何よりも、市場の統一的な商業登記制度改革は、法に基づく規律、規範という新たな発展段階に入ったことを意味するようと思われます。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス： info_china@ohebash.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

- 1 「経済の着実な安定化のための一括的政策措置の発布に関する通知」
- 2 「増値税控除留保税額的全額還付政策の適用される業種範囲の拡大に関する公告」
- 3 「ハイテク・『專精特新』企業によるクロスボーダー融資円滑化の試験的实施に関する通知」
- 4 「上海市の経済回復・復興加速行動計画」

1 「経済の着実な安定化のための一括的政策措置の発布に関する通知」

国務院は、2022年5月31日に「経済の着実な安定化のための一括的政策措置の発布に関する通知」を発表し、財政政策、貨幣金融政策、投資安定化政策、消費促進政策、産業及びサプライチェーン安定化政策等の方面から計33項目の具体的措置を打ち出した。特に企業に関連している項目として、以下の内容が挙げられると思われる。

- ① 従来の製造業や技術サービス業等に加えて、卸売・小売業等7つの産業に所属する企業を、増値税控除留保税額の還付政策の適用対象として組み入れる。
- ② 社会保険納付猶予政策の適用範囲を、従来の飲食、小売、観光、民間航空、運輸の5業種以外に、自動車製造業、紡績業、製紙及び紙製品業等の計17業種を追加し、これら産業に対する養老保険料の支払猶予期限を22年末までに延長し、また新型コロナウイルスの影響を著しく受けた地域にある生産経営が困難な状況に陥っているすべての中小企業・零細企業に対して、養老、失業、労災の3項目の社会保険料の会社納付部分を段階的に納付猶予し、猶予期限を22年末まで延長する。
- ③ 就業・雇用を安定させるための支援・サポートを強化し、一定の条件を満たす場合の前年度の納付済失業保険料の還付制度に関する大型企業の還付率を引き上げ、更に雇用維持支援金の適用対象を拡大し、また大学新卒者を採用した企業に対する一回払いの雇用拡大補助金を給付する。
- ④ 政府調達、政府系融資担保、地方政府による専用債券の発行等による企業への支援を強化する。
- ⑤ 重大外資プロジェクトの推進を加速して外国からの投資を積極的に導入する。特に「外商投資奨励産業目録」の改正を加速し、外資参入を促して先進的な製造、科学技術イノベーション等領域及び中西部・東北地区に更なる投資を増やし、外国投資によるハイテク研究開発センターの設立を支持する。企業のクロスボーダー融資のルートを拡大し、条件を満たすハイテク及び「專精特新」に属する企業による外債の円滑化試験の実施を支持する。なお、中国における外国商会・協会、外資企業

との恒常的な交流メカニズムを構築・完備し、外資企業の中国におけるビジネス円滑化等の問題を積極的に解決し、外商投資を更に安定、拡大する。

- ⑥ 新型コロナウイルスの中高リスク地域におけるセーフティネット企業、産業サプライチェーン重点企業、重点外国貿易・外資企業等の「ホワイトリスト」を作成し、スポット間輸送、非接触引き渡し等の手段を実施していく。

URL：http://www.gov.cn/zhengce/content/2022-05/31/content_5693159.htm

(国務院 2022年5月31日公布・施行)

2 「増値税控除留保税額的全額還付政策の適用される業種範囲の拡大に関する公告」

財政部及び国家税務総局は、2022年6月7日に「増値税控除留保税額的全額還付政策の適用される業種範囲の拡大に関する公告」を発表し、同年7月1日から増値税控除留保税額的全額還付政策の適用される業種範囲を拡大することを明確にした。具体的には、財政部・国家税務総局の「増値税期末控除留保税額還付政策の実施力をさらに強化することに関する公告」第2条に定める「製造業等の業種を適用対象として増値税増量控除留保税額を月ごとに全額還付し、未控除税額の残額を一括還付する」といった政策について、更に「卸売及び小売業」、「農林業、牧畜業、漁業」、「宿泊業及び飲食業」、「住民サービス・修理及びその他のサービス業」、「教育業」、「衛生及び社会福祉業」並びに「文化、体育及び娯楽業」に所属する企業（個人事業主を含む）を適用対象として追加した上で、条件を満たしている業種の企業等は、主管の税務機関に対して2022年7月の納税申告期から増量控除税額の還付及び未控除税額の一括還付を申し込むことができるとされている。

URL：http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202206/t20220607_3816110.htm

(財政部・国家税務総局 2022年6月7日公布・施行)

3 「ハイテク・『專精特新』企業によるクロスボーダー融資円滑化の試験的实施に関する通知」

国家外貨管理局は、2022年5月31日に、「ハイテク・『專精特新』企業によるクロスボーダー融資円滑化の試験的实施に関する通知」を公布した。本通知によれば、国家外貨管理局は、企業のクロスボーダー融資ルートをもっと開拓することを目的とし、同局の下にある天津市分局、上海市分局等17か所の分局がハイテク企業（国・地方の関連部門に認証される知的財産権を所有し、先端技術又は工法を持ち、市場の将来性が期待されつつも、純資産の規模が比較的小さいイノベーション型企業を指す。）及び「專精特新」企業（国・地方の関連部門によって「専門化・精細化・特色化・斬新化」という特徴を有すると認証される企業を指す。）向けのクロスボーダー融資円滑化のための試験作業を実施することを認め、条件に合致する企業が一定の限度額内の外債を自主的に借り入れることを認めるとされている。具体的には、既に試験作業を実施している上海市分局、江蘇省分局、湖北省分局等の9か所の分局の管轄する地域においては、条件に適合するハイテク企業及び「專精特新」企業は1000万米ドルと同額の外債を超えない範囲で自主的に外債を借り入れることができ、一方、残りの8か所の分局が管轄する地域における条件に適合するハイテク企業及び「專精特新」企業は500万米ドルと同額の外債を超えない範囲で自主的に外債を借り入れることができるとされている。なお、具体的な条件や実施要求については、同通知にて公布された『ハイテク・「專精特新」企業によるクロスボーダー融資便利化試験展開の業務ガイドライン（試行）』に従うものとされている。

URL: <http://www.safe.gov.cn/safe/2022/0531/21030.html>

（国家外貨管理局 2022年5月31日公布・施行）

4 「上海市の経済回復・復興加速行動計画」

国務院による経済安定化の一括的政策・措置を着実に実行するため、新型コロナウイルスの防疫管理と経済・社会の発展をもっと効率的、統一的に進め、急速な経済回復と復興を促進することを目指して、上海市政府は、2022年5月29日に「上海市の経済回復・復興加速行動計画」（以下「本計画」という）を発表、施行した。本計画では、市場事業者の困窮・負担を軽減・解消することに重点を置き、全市域における操業再開、生産再開、市場再開を全面的かつ秩序立てて推進し、外国投資と対外貿易に対して様々な措置・政策を講じて安定させ、消費と投資の回復を促進する等8つの方面で計50項目の措置を打ち出した。具体的な措置としては、以下の内容が挙げられる。

まず、事業者の困窮・負担を軽減・解消するための方策については、①（主に飲食業・小売業・観光業・航空業・運送業の5つ困難

業種を対象として）社会保険・医療保険・住宅積立金及び租税の段階的な納付猶予、②家賃減免の適用範囲の拡大（家賃減免した非国有家屋の所有者・経営管理者に対する補助金支給、家賃減免した事業者に対する不動産税・都市土地使用税の減免）、③水道費・電気代・ガス代・ネット料金・生活ゴミの処理費用等のコストの引き下げ、④製造業や科学研究・技術サービス業の6つ業種について増値税の還付、⑤不動産税・都市土地使用税の納付が困難な納税者を対象とする第2、3四半期の当該租税の納付減免、⑥コロナによって著しく影響を受けた業種の企業を支援し、雇用を安定させるための支援金の支給等が含まれる。

次に、操業再開、生産再開、市場再開を推進するための方策については、①企業の操業再開、生産再開、市場再開についてのサポートとサービスの強化（各業種向けの防疫ガイドラインの更新、企業再開承認制を含む不合理な制限の撤廃、特別業種の再開に向けた防疫と消毒作業による支出への支援金の支給）、②自動車、集積回路、生物医薬等製造業企業による産業チェーン全体の操業・生産再開を果たすためのサポート・支援、③国内・国際物流輸送ルートの円滑化等が挙げられる。

次に、外国投資及び対外貿易を安定させる措置については、①外資企業の生産経営の回復への支援（操業・生産再開のための重点外資企業向け専従者サービスメカニズムの構築、重大外資系プロジェクトのオンラインサービスシステムの活用、多国籍企業による上海での地域本部や外資系研究開発センターの設置への更なる支援）、②国家の政策を踏まえて、税政策・金融政策による支援手段の強化、③外資企業及び対外貿易企業の政策への期待と事業への自信を安定させること（通関の利便性向上の措置の実施、高級管理職との面談やオンラインテーブル会議等を通じての外資企業との交流の強化、外資企業の駐在員及びその家族、重要なビジネス活動を展開する高級管理職・グローバル幹部及び専門技術者、対外貿易企業の重要な海外顧客を対象とする訪中招聘状及び出入国手続上の便宜の提供、2022年度外国投資・対外貿易を重点に置く国・上海市の専用資金による支援の範囲・強度の拡大）、⑤対外貿易企業向けの輸出税還付、輸出信用保険等支援の強化等の施策が出された。

また、消費と投資の回復を促進する方策については、①大口消費を手掛かりとして消費を刺激すること（自動車、家電等の製品）、②消費・供給保障体系の健全化、③祝日活動をきっかけに消費を促進すること（企業による消費クーポン券の発行等への奨励・サポート）、④文化クリエイティブ産業、観光業、体育産業の発展へのサポート、⑤有効な投資を積極的に拡大すること（建設中のプロジェクト再開を全力で推進し、インフラ建設等の重点的プロジェクト及

び集積回路、新エネルギー自動車等の重大産業プロジェクトの実行と着工・建設を促進し、支援すること、民間資本による都市鉄道、新型インフラ等都市インフラ等のプロジェクトへの参入を奨励すること、金融機関による中小企業、零細企業及び個人事業主等の貸付金の返済猶予措置を奨励すること、銀行系金融機関による企業向けの救済専用貸付金の設置を奨励すること、より多くの条件を満たす資産管理機構がQFLP試験作業及びQDLP試験作業への参与を支持し、試験作業に参加する企業による上海においてグローバル又はアジア太平洋地域の投資管理センターの設立を奨励すること、

譲受人による土地所有権の払下金に関する支払期限の延期又は分割払いに関する申請に対する容認等が含まれる。

それ以外、就業や人材育成への支援・補助、ビジネス環境の改善、企業向けのサポート・サービス等の分野でもいくつかの施策・措置が講じられる。

URL : <https://www.shanghai.gov.cn/nw12344/20220529/c931ca8e68cd434293e122204c61ecc8.html>

(上海市人民政府 2022年5月29日公布・施行)

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス : info_china@ohebashi.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

ロックダウンからの解放後の上海

6月1日午前0時、3月から2か月以上続いていた上海のロックダウンがようやく終了しました。解放された午前0時には、深夜にもかかわらず、長い間一步も自宅から出ることができなかった人々の歓喜で街中が埋め尽くされました。自由に自宅を出て行動できる、その当たり前のことがどれほど尊いことかを身に染みて感じたロックダウンだったと思います。

上海のロックダウンを解除した中国はゼロコロナを諦めたのでしょうか。

ロックダウンから解放されたといっても、上海での生活は完全に元通りになったわけではありません。上海では、現在、地下鉄に乗ったり商業施設や職場のビルに入ったりするため、72時間以内のPCR検査の陰性証明が必要になります。そのため3日に1回はPCR検査を受けるため長蛇の列に並ぶ必要があり、市民生活の負担となっています。また6月11日、12日には上海市民全員のPCR一斉検査を実施しました。PCR検査で陽性者が出た地域は14日間の隔離を余儀なくされることになり、現在も隔離されている地域が残っています。また日本や諸外国から上海に来る場合には、2週間のホテルでの隔離に加えて1週間の自宅での隔離が必要に

なり、日本との自由な行き来にはまだ時間がかかりそうです。

このように中国は、いまなおゼロコロナを目標として厳格な管理を行っています。

6月1日の解放以降、これまで止まっていたビジネスが急に動き始めています。これはもちろんよいことなのですが、ビジネスが停止していた期間の損害の負担を巡って、当事者間でトラブルになるケースも増えています。不可抗力に該当するかどうかについて、上海市高级人民法院が、ロックダウンは不可抗力に該当するという通知を出しておりますが、債務不履行とロックダウンの時期の関係や、損害の範囲等、個別具体的に因果関係があるかどうかの検討が必要となります。

ロックダウンが二度と行われなことを心から願っていますが、中国では上海に限らず、ロックダウンが繰り返されており、上海もまたロックダウンされる可能性はゼロではありません。したがって万が一の場合に備えて、可能な範囲でリモートワークの体制を整えておき、社内で危機への対策認識を共通にしておくことが重要だと思います。

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス : info_china@ohebash.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。